

第10回 貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループフォローアップ会合

議事概要

日時： 令和5年6月27日（火） 10:00 ~ 12:30

場所： 中央合同庁舎2号館共用会議室2A

事務局から資料説明の後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

- 新しいバスと古いバスが同じ運賃というのはどうなのか。原価計算を行った結果基準額よりも安くなるということがあるかもしれないが、事業者が原価計算を行わないために実態に合わない運賃設定が続くのは問題ではないか。
- 過去の議論をみると、運転者に対して適正な人件費を確保していくべきという議論があったが、輸送人員が減少する中で人件費にしわ寄せがいったのだろうと思われる。今回の公示運賃の見直しについては運転者の人件費を確保することを主眼に行われるものであり、議論の基本に立ち返ったかたちになっているので賛成である。
- 基準運賃を上げるのであれば、それに見合った安全性を守っていく必要があり、コンプライアンスを満たしたサービスの品質を使って出来上がった旅行商品を造成していくことが、バス事業者、旅行業者及び消費者のためになるのではないか。
- 一般貸切だけではなく、一般乗用や一般貨物など他の事業も取り扱っている事業者は、各々の事業ごとに厳密に原価計算を行うことは難しいのではないか。
- 価値のあるものはきちんと代金を取って販売していこうというのは旅行業も同じ。高付加価値のサービスを提供する場合、それに見合った金額であれば、通常の数倍になっても問題ないことから、上限は不要としてもよいのではないか。
- 貸切バス事業も商売であることに変わりはない。しっかり安全への投資やサービスの向上を行ったうえで高く売れる時には高く売っていくということも必要であると考える。
- 安全コストの見える化が大きな課題。ドライバーや車両のランク付け等を行うことで少しでも高い運賃を取れるように事業者間で連携していきたい。また、地方においてはシーズナリティーを勘案したほうがよいのではないか。さらに、旅行会社の手数料についてももしっかり確認していく必要がある。

- 今回の運賃の見直しは「運賃が上がった」というよりは適正な水準に戻った印象。今回の見直しには賛成である。
- 災害時等の緊急の運行において、上限額が撤廃されることから、通常の数倍の金額で契約を行うことも考えられるとの意見もあるが、そのような契約をした場合、二度と仕事に来なくなるため、ある程度の金額で契約を結ぶことになるのではないかと。
- 基準額以下でしか契約できていないということは本来安全を担保するためのコストが賄えていないということなので、基準額のみを公示することは合理的であると考える。上限の設定については、付加価値で値段が上がるということと、シーズンリティーによって値段が上がるということが混同されているように思われる。上限額の設定を必須とする場合は、原価計算では判断できないと考えられることから、一つの考え方として季節性の係数で基準を定めるという方法があるのではないかと。
- 今後、2年ごとに運賃を見直すにあたっては貸切バス事業者に原価調査への協力を求めるということだが、原価計算方法等について国から指導してほしい。
- 運賃の見直し以外にも、実費の問題があり、適切に収受できるようにするために明確化するべき。また、手数料についても、解決されていないテーマであることから、今後検討していくべき。

以 上